（運輸安全委員会設置法の一部改正）

第三百九十四条　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（生産緑地法の一部改正）

第三百九十五条　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第三百九十六条　航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二条第一項中「すべて」を「全て」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「火炎びん」を「火炎瓶」に改める。

第六条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（国土利用計画法の一部改正）

第三百九十七条　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第六項及び第七項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三百九十八条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百十条第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第百十一条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十二条及び第百十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（農住組合法の一部改正）

第三百九十九条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正）

第四百条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条から第十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（鉄道事業法の一部改正）

第四百一条　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十七条から第六十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（貨物利用運送事業法の一部改正）

第四百二条　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第三十八条第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十条から第六十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第四百三条　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第七十条から第七十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第四百四条　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条から第八十条までの規定及び第八十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第四百五条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三百十二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百十三条第一項、第三百十四条第一項及び第二項並びに第三百十五条から第三百十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第四百六条　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正）

第四百七条　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百一条第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百三条及び第百四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第四百八条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号、第四十七条第五号及び第五十九条第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百六条、第百七条第一項及び第百八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。